

## Ⅲ 事務処理編

### 5 住宅用火災警報器

#### (1) 趣旨

住宅用火災警報器は、平成 23 年 6 月 1 日に既存住宅を含め全ての住宅への設置が義務化され、10 年以上が経過し、未設置住宅への設置普及はもとより、既設住宅での適正管理が課題となっています。住宅火災の被害の軽減に向けて、住宅用火災警報器の点検及び交換の促進を図る取組及び広報を実施します。

#### (2) 実施方法

##### ア 自治会・町内会における「住宅用火災警報器の一斉点検※」の実施

各消防署において、[「自治会町内会あて依頼文例」](#)を活用し、自治会町内会への働きかけを行い、要望に応じて一斉点検の支援をしてください。

##### ※ 住宅用火災警報器の一斉点検とは

自治会・町内会等で、住宅用火災警報器の点検日時を決め、消防署と連携し地域で一斉に点検をするもので、令和4年度に市連会及び区連会において提案した取組です。(消防署の取組事例)も参考としてください。

##### イ 住宅用火災警報器の取付け支援

高齢者や障がい者等、取付けが困難な世帯のうち、支援を希望する世帯を対象に、職員が訪問し取付け支援を実施してください。また、設置後のトラブルを回避するため、[住宅用火災警報器取付け支援依頼書](#)を作成し、内容について依頼者が了承した上で、署名を求めてください。

※住宅用火災警報器は、市民が事前に購入する等により所有していることを条件とします。

##### ウ 子どもを通じた啓発

お出かけ防災教室等の機会をとらえ、児童の住宅用火災警報器への理解促進を図り、自宅において保護者等に対し交換、点検を促すよう指導してください。

##### エ その他の啓発

住宅用火災警報器の設置・点検・交換の促進に向け、火災予防運動や防災指導等の機会を通じ、よこはま防災 e-パークなどの広報媒体を活用し、効果的な啓発活動を実施してください。

### Ⅲ 事務処理編

(3) 報告

ア 報告期限

四半期報告(翌月の10日までに報告をお願いします。) ※必要に応じて、依頼することがあります。

イ 報告方法

AINETから報告をお願い致します。

ウ 報告様式

AINETに掲載している様式から報告をお願いします。住宅用火災警報器の取付け支援受付票の写しについては、個人情報保護の観点から提出は手渡しによるものとします。

(4) 参考資料(通知、様式、案内文 等) ※教材等は【実践編】プログラム-住宅用火災警報器に記載しています。

資料名	保存場所
住宅用火災警報器関係通知	AINET>予防のトビラ>住宅用火災警報器
住宅用火災警報器設置・点検促進報告書	
住宅用火災警報器広報用チラシ	
住宅用火災警報器取付け支援実施要領	
住宅用火災警報器取付け支援受付票	

# Ⅲ 事務処理編

## 【報告要領】

① AINETから予防のトビラを選択する。



③ 報告ボタンをクリックする。



② 各種報告関係の「報告」をクリックする。



# Ⅲ 事務処理編

## 【報告要領】

④ 所属名、報告物の種類、報告対象期間をタブから選択し、報告様式をドラッグ&ドロップする。

- ①所属名: 報告する消防署を選択
- ②報告物の種類: 子どもの防火・防災普及啓発事業実績管理簿  
高齢者安全対策事業  
住宅用火災警報器設置・点検促進報告書  
よこはま防災e-パーク活用・広報実施結果報告書  
補助を受けた自治会町内会の初期消火器具取扱実施結果報告書  
初期消火器具整備状況記録表  
地域訓練記録台帳
- ③報告対象期間: 第一四半期、第二四半期、第三四半期、第四四半期、年
- ④報告する様式をドラッグ&ドロップ
- ⑤保存して表示するをクリックする。

### Ⅲ 事務処理編

#### 【報告要領】

- ⑤ 「保存して表示する」をクリックすると、一覧に表示され、報告が完了します。  
※報告者しか削除ができません。

**報告**

下記から各事業の報告をお願い致します。

報告

一覧表示 個別表示 検索 エントリを追加する エクスポート テンプレート フィールド プリセット

1ページあたりのエントリ数 10 検索 並び替え 追加日時 昇順  高度な検索 設定を保存して検索する

	所属名	報告物の種類	報告対象期間	報告様式	
🔍 ⚙️	鶴見消防署	子どもの防火・防災普及啓発事業実績管理簿	第一四半期	📄 子どもの防火・防災普及啓発事業実績管理簿.xlsx	予防課 小松 享平 2024年 03月 26日(火曜日) 14:52 追加 2024年 03月 26日(火曜日) 14:52 修正

すべてを選択する すべての選択を解除する 選択したものを削除する